

建物状況調査

(まもりすまい既存住宅保険同時申込)

依頼申込手続き等の手引き

2018年4月



住宅保証機構一級建築士事務所

はじめに

この度は、弊社の建物状況調査のご利用いただき誠にありがとうございます。

弊社の建物状況調査は、まもりすまい既存住宅保険の登録事業者である宅地建物取引事業者様が弊社のまもりすまい既存住宅保険（宅建業者売主型または仲介業者保証型）との同時申込[※]をしていただく場合にご利用いただけるしくみです。

そのため、売主等が依頼者となる一般的な建物状況調査とは、依頼方法等が異なりますので、本手引き、及び「まもりすまい既存住宅保険 保険申込の手引き」をご覧ください、お手続きを進めていただきますようお願いいたします。

用語の定義

「同時申込」とは

- ▶ 本手引きでは、「建物状況調査」の依頼申込と「まもりすまい既存住宅保険」の申込、又は「建物状況調査」の依頼申込と「事前現場検査」の申込を同時に行うことを「同時申込」といいます。

「建物状況調査」の依頼は、上記のいずれかの「同時申込」により行っていただきます。

「事前現場検査」とは

- ▶ 事前現場検査とは、まもりすまい既存住宅保険の申込を予定している住宅（以下「保険申込予定住宅」といいます。）を対象に「まもりすまい既存住宅保険 現場検査基準（以下「現場検査基準」といいます。）への適合性を確認する現場検査を実施し、現場検査結果を事前現場検査の申込者様に書面にてご報告する商品です。

※ なお、事前現場検査は、当社が保険申込予定住宅について現場検査基準への適合性を確認のうえ、保険契約締結ができる住宅であるか否かを判断するためのものであり、第三者に対して保険申込予定住宅の性能を評価・表示したり、または瑕疵がないことを保証するものではありません。



国土交通大臣指定 住宅瑕疵担保責任保険法人

住宅保証機構株式会社

〒105-0011

東京都港区芝公園 3-1-38 芝公園三丁目ビル

TEL : 03-6435-8864 FAX : 03-3432-0571

<http://www.mamoris.jp/>

依頼申込手続き等の流れ

ご参考、またはご提出いただく資料等

(1) 事前相談・重要事項説明等のご確認【重要事項説明書の提出】

建物状況調査（以下「調査」という。）の依頼申込に先立ち、当該業務に関する、重要事項説明書、委任契約約款、依頼申込書に記載の注意事項等について内容をご確認いただき、重要事項説明書の確認欄に署名又は記名押印のうえ、ご提出いただくようお願いします。

※ 調査をはじめて弊社に依頼される際に行っていただくものです。これ以降の調査の依頼については、不要となります。

（手順）

- ① 住宅保証機構が行う建物状況調査について、重要事項説明書、委任契約約款、依頼申込書に記載の注意事項等その他の関係資料をご確認ください。
- ② 確認されましたら、重要事項説明書の確認欄に署名又は記名押印ください。
※ 法人代表者様による署名又は記名押印によるほか、法人を代表して内容を確認したとして担当者様による署名又は記名押印でも可としております。
- ③ 署名又は記名押印済みのものをスキャンの上、メールにて住宅保証機構（kenchikushijimusho@mamoris.jp）宛にお送りください。
※ 原本は、窓口又は住宅保証機構まで郵送ください。
- ④ 住宅保証機構での確認が完了しましたら、申込手続きが可能となります。
※ 確認の完了については、メール等で個別にご連絡いたします。

<まもりすまい既存住宅保険の事業者登録>

弊社の建物状況調査は、まもりすまい既存住宅保険との同時申込の場合にご利用いただけるものであるため、あらかじめ、まもりすまい既存住宅保険の事業者登録が必要です。（登録事業者であることが必要です。）

事業者登録については、まもりすまい既存住宅保険の「保険申込みの手引き」をご確認ください。

- ・弊社建物状況調査
ご案内チラシ
- ・重要事項説明書
- ・委任契約約款
- ・依頼申込書
- ・承諾書（書式）
- ・料金表

- ・まもりすまい既存住宅保険 保険申込の手引き

(2) 建物状況調査の依頼

調査の依頼は、同時申込が必要となりますので、まもりすまい既存住宅保険の「保険申込の手引き」を併せてご覧ください。

■オンライン（まもりすまい既存住宅保険システム）による申込の場合

- ① オンライン（まもりすまい既存住宅保険システム）により、まもりすまい既存住宅保険又は事前現場検査の申込を行ってください。
- ② 申込画面の「申込概要」タブ→「◎建物状況調査（保険現場検査との同時実施）」欄について、「有」を選択します
※本操作は、上記（1）④により、システム上の紐付け（建物状況調査を利用可能とする旨のフラグ付け）がなされた事業者様のみご利用いただけます。

- ・まもりすまい既存住宅保険 保険申込の手引き
- ・弊社建物状況調査
ご案内チラシ
- ・依頼申込書
- ・承諾書（書式）



・オンライン画面

- ③ 添付資料である「建物状況調査承諾書」は、上記①で「有」と選択した後、申込画面の「添付ファイル」タブ→「建物状況調査」→「建物状況調査承諾書」欄にアップロードします。

・承諾書（書式）



・オンライン画面

<建物状況調査承諾書>

申込者氏名欄は、ご担当者様による署名又は記名押印で可となります。
 マンションの場合、「所有者」、「(賃貸されていれば) 居住者」、「管理組合」が対象として考えられます。事前に管理組合からの承諾等(ルールがあるなど)が得られていれば、「(管理組合に代わって) 管理会社」でも構いません。

・承諾書（書式）

■書類（建物状況調査依頼書）による申込の場合

まもりすまい既存住宅保険又は事前現場検査の申込と同時に、「建物状況調査依頼申込書」及び「建物状況調査承諾書」を受付窓口にご提出ください。

- ・弊社建物状況調査
ご案内チラシ
- ・依頼申込書
- ・承諾書（書式）

（3）調査料のお支払

まもりすまい既存住宅保険の保険料等、又は事前現場検査の料金と併せて請求書に調査料も記載し、事業者様に請求をいたします。

本請求書にもとづき、当該請求額についてお振込み等を行ってください。

※合算された請求について、保険料等と調査料を分けてお振込み等を行うことは出来ませんのでご了承ください。

- ・弊社建物状況調査
ご案内チラシ
- ・依頼申込書
- ・料金表
- ・請求書

（4）建物状況調査の実施

弊社は、まもりすまい既存住宅保険の現場検査、又は事前現場検査の現場検査と同時に、建物状況調査を実施いたします。

給排水管路等のオプション調査は、まもりすまい既存住宅保険又は事前現場検査の申込内容に従って、現場検査にて実施する内容と同様に実施します。

- ・まもりすまい既存
住宅保険 保険申
込の手引き
- ・弊社建物状況調査
ご案内チラシ
- ・重要事項説明書
- ・依頼申込書

（5）結果報告書等の交付

- ① 弊社は、国土交通省登録団体である住宅瑕疵担保責任保険協会開催の講習内容に基づき、調査を実施し、告示で定められた「建物状況調査の結果の概要（重要事項説明用）」及び報告書を作成いたします。
- ② 建物状況調査の結果の概要（重要事項説明用）及び報告書は、調査完了後5営業日を目途に、電子データ（PDF）を電子メールで担当者様に送付いたします。電子データ（PDF）の送付をもって「建物状況調査の結果の概要（重要事項説明用）」及び報告書の交付とし、書面の交付は行いません。

- ・弊社建物状況調査
ご案内チラシ
- ・重要事項説明書
- ・依頼申込書
- ・オンライン画面

<オンラインによる申込の場合の送付方法>

オンライン「現場検査 情報参照」画面の「建物状況調査」タブ→「建物状況調査の結果の概要（重要事項説明用）・報告書」欄及び「写真シート」欄に電子データ（PDF）がアップロードされます。（H30.6～予定）

加えて、住宅保証機構からご担当者様へメール（jyoukyochosa@mamor is. jp）にて送付いたします。

<書類による申込の場合の送付方法>

住宅保証機構からご担当者様へメール（jyoukyochosa@mamor is. jp）にて送付いたします。